

上級 J C 研修の在り方について（モデルカリキュラム、実施方法）

モデルカリキュラム、実施方法について、本作業部会で概ね合意を得られた事項は以下のとおり。

（モデルカリキュラム）

- 上級 J C 研修におけるモデルカリキュラム及び各科目の講師の要件について、事務局案（参考資料 2）のとおりとする。
- 各研修機関におけるカリキュラム設定にあたっては、モデルカリキュラムの科目・内容及び研修時間の範囲内で、各科目の内容、形態、時間の設定について、一定の裁量を認めることとする。
- 各研修機関の実際のカリキュラムにおいて、演習、事例検討、ロールプレイ、スーパーバイズの指導等、実践的な手法を十分に採り入れることとする。事例検討については、講師からの事例紹介だけでなく、受講者同士のディスカッションを中心とする。
- 上級 J C 研修受講者は、障害者を雇用する企業への一定の支援実績を有する者とするため、モデルカリキュラムにおける企業実習は任意科目とする。
- 企業実習を実施する場合、各研修機関により実施目的を明確にした上で、実践的な内容を設定する（例：企業が抱える問題について解決に向けた一連の流れを経験できるようにする、インクルーシブの観点から特例子会社以外への実習を行う、障害者雇用経験に乏しい中小企業への実習など）。

（上級 J C 研修の実施主体、実施方法）

- J E E D のほか、厚生労働大臣指定の J C 養成研修機関のうち、実施体制等について一定の要件を満たす機関を実施主体とするが、その場合の要件については、J C 養成研修及び上級 J C 研修の双方の実効性を担保する観点から、①法人であること、②実施体制の確保、③ J C 養成研修の実績（直近 3 年間の最低年 1 回の継続実施）とする。
- 研修の実施方法について、短期間にまとめて実施する「集中方式」か、各科目を一定期間内に受講する「分散方式」を採用するかどうかについて、各方式のメリット・デメリットを踏まえ、各上級 J C 研修実施機関が選択できることとする。
- 研修の実施手法について、実践的な演習が中心であるため、原則として対面実施とし、講義部分や研修機関が繰り返し学習が必要と考える内容などについては、オンライン（ライブ、オンデマンド）実施も可能とする。なお、オンライン実施の場合は、受講の確認、研修効果の確保の観点から、研修機関及び受講者双方に適切な受講環境の整備を行うことを必須とする。

上級 J C 研修の在り方について（受講要件）

受講要件について、本作業部会で概ね合意を得られた事項は以下のとおり。

（1）「一定の実務経験」の考え方

- 上級 J C 研修の受講要件である、養成研修修了後の一定の実務経験について、上級 J C の質と数を確保する観点から、①職場適応援助者助成金の活用実績又は②障害者の一般就労にかかる支援に関する実績により判断することとする。

（2）具体的な受講要件

- 以下ア及びイの要件を満たしていること
 - ア 養成研修を修了していること
 - イ 以下①・②のいずれかの実務経験を有していること
 - ① 職場適応援助者助成金を活用した支援
 - ② 障害者の一般就労にかかる支援（養成研修修了前の実績も含む）
- 「②障害者就労支援」には、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービスにおける就労支援事業所、地方公共団体が設置する支援機関、特例子会社、一般企業の人事部、ハローワーク、地域障害者職業センター等において、J C 支援（広義・狭義）、一般就労に関する支援、それらに関する管理的な業務（支援計画作成、ケース会議、ベア支援等における指導）など実施している期間を含める。